

## 地域の身近な相談相手 民生委員・児童委員が決まりました

平成25年12月1日付けで民生委員・児童委員の改選を行いました。民生委員・児童委員は、地域の皆さんの立場に立って相談に応じたり、関係機関と連絡を取るなど、支援が必要な人のために活動をしています。今回の改選に伴う任期は3年間です。

### ●問い合わせ先

福祉課 社会福祉班（西合志庁舎）  
☎242-1149

### 東部地区民生・児童委員協議会（旧合志地区）

氏名	担当区域
1 松岡 美佐子	出分・新古閑・上古閑
2 渡邊 千恵子	御領・野付
3 松永 敏次	新迫・日向
4 衛藤 恭一	上町・竹迫住宅
5 宮崎 泰子	横町・下町
6 中山 建夫	二子・油古閑
7 嶋田 文雄	上庄（上）
8 合志 和江	上庄（下）
9 志柿 吉松	原口・原口下
10 坂本 英昭	平島・鹿水
11 橋爪 ノブ子	中林・後川辺
12 松坂 成子	栄温泉団地
13 古荘 律子	新栄温泉団地・山下団地・栄住宅
14 三宅 信人	上群・南群
15 西川 晴行	下群
16 渡辺 禮子	桜路
17 坂梨 薫	黒石原・西沖住宅
18 藤本 美智子	黒石原・西沖住宅
19 岩切 和子	すすかけ台（1・2）
20 守永 力	すすかけ台（2・3）
21 山本 州江	すすかけ台（4・5）
22 内村 靖子	すすかけ台（6・7）
23 荒川 福江	泉ヶ丘（3・4）
24 藤原 農夫男	泉ヶ丘（2・4の一部）
25 上田 幾代	泉ヶ丘（1）
26 荒井 一也	泉ヶ丘（5）
27 海悦 秀治	笹原
28 米村 孝子	武蔵野台（5町内）
29 松山 壽藏	武蔵野台（4町内）・雇用促進住宅
30 甲斐 保之	武蔵野台（2・3町内）
31 高倉 ミツ子	武蔵野台（1町内）
32 長野 喜久美	永江団地（1町内・6の一部）
33 松岡 博	永江団地（2町内・5の一部）
34 中山 ハル子	永江団地（3町内）
35 竹田 節子	永江団地（5・6町内）
36 片山 碩也	永江団地（4町内）
37 伊藤 カヨ	杉並台（1町内）
38 野崎 孝子	杉並台（2町内）
39 宮崎 小百合	杉並台（3町内）
40 上船 敏夫	沖野台
41 木村 まり子	主任児童委員
42 水上 和夫	主任児童委員
43 矢野 信司朗	主任児童委員

### 西部地区民生・児童委員協議会（旧西合志地区）

氏名	担当区域
1 池田 明子	生坪・弘生
2 角田 律子	江良・高木
3 大塚 よし子	小池・ケアハウス
4 長野 博巳	辻久保
5 宮本 幸子	小合志・合生住宅
6 工藤 直光	黒松・立割・桑木鶴団地
7 上田 美代	北・本村・辻
8 松田 則男	東・湯之端・外園・くぬぎヶ丘団地
9 森 涼子	城・上生
10 林 孝信	中尾・灰塚
11 久川 浩信	木原野・ユトリック団地
12 松本 之	大池・東大池
13 小長井八千代	芝原・南原住宅
14 山田 千代美	若原（3組）※10・11班除く
15 白石 忍	若原（3・4・5・6組）※3組は10・11班のみ
16 西田 洋一	若原（1組）
17 藤野 チヅル	若原（2組）
18 太田 多美子	御代志（1～5）・農研・再春荘・恵風園
19 岩下 悦子	御代志（6～12）
20 田尻 順子	黒石（上）
21 岩越 優子	黒石（下）
22 丸山 クニ子	黒石団地（北組）
23 松隈 敏彦	黒石団地（南組）
24 倉野 昭宏	黒石団地（東組）
25 東 雅春	黒石団地（中組）
26 島村 保夫	黒石団地（西組）
27 村田 桂子	新開
28 渋谷 由佳利	新開
29 塚本 小百合	新開
30 門脇 公美	新開
31 船崎 一久	東須屋
32 熊谷 文秀	南陽
33 西嶋 達代	南陽
34 中山 尚子	南須屋
35 後藤 小百合	須屋（的場・向島・西・西谷・打越）
36 伊津野富美代	須屋（霜深・枉松・東1・東2）
37 小野 昭也	須屋（向陽・迫上・迫下）
38 妙圓純子	須屋（新東2組）
39 東 海三	須屋（池の本・島田）
40 (選任中)	須屋（下須屋）・県営住宅
41 後藤 絹代	上須屋（南・中）
42 小田 要輔	上須屋（西3組・2組5～7・9～11班）
43 佐藤 恒男	上須屋（東）
44 山崎 良一	上須屋（西1組・2組1～4・8・12班）
45 飯塚 恵美子	堀川
46 田代 昭	榎ノ本（1・2・3組）
47 兒島 重則	榎ノ本（4・5・6組）
48 西里 文孝	西須屋団地
49 伊藤 モモ子	主任児童委員
50 串下 一	主任児童委員
51 猿渡 舞	主任児童委員

## 償却資産の申告は1月31日（金）までです



償却資産とは、会社や個人で工場・商店・農業などを経営している人や、駐車場やアパートなどを貸し付けている人が、その事業のために所有している構築物・機械・器具・備品などをいい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

償却資産をお持ちの事業主の人は、毎年1月1日現在の所有状況を償却資産の所在地の市町村長に申告することになっています。

- 特殊自動車も固定資産税の償却資産または軽自動車として申告する必要があります。
- 申告書類は12月に送付していますが、新規に事業を始めた場合など必要な人には送付しますので、ご連絡をお願いします。
- 耐用年数が1年未満の資産や取得価格が10万円未満の資産で、規定により損金参入されたものなどは申告の対象にはなりません。詳細は市ホームページまたは税務課市税班までお尋ねください。

### ●提出・問い合わせ先

税務課 市税班（合志庁舎）☎248-1114

業種	償却資産の例
各業種共通のもの	パソコン、コピー機、電話機、テレビ、エアコン、応接セット、駐車場・構内の舗装路面など
農・畜産業	ビニールハウス、水田ハロー、管理機、乗用装置のない農耕用機械など
不動産（賃貸）業	外構工事、庭園工事、受変電設備、屋外に敷設されたガス・上下水道埋設管、集ゴミ置場など
製造業	外構工事、フェンス、街灯、庭園工事、緑化施設、製造用設備・機械、受変電設備など
建設業	ブルドーザーなどの大型特殊自動車（小型特殊自動車等の軽自動車税の対象は除く）、プレス機など
卸売・小売業	ショーケース、レジスター、冷凍・冷蔵設備、店内放送設備、自動販売機など
飲食業	冷凍冷蔵庫、照明設備、カラオケ機器など
理容・美容業	理容・美容器具、椅子、洗面設備、消毒殺菌機など
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、歯科診療ユニット、ファイバースコープなど）、給食用厨房器具など

## 65歳以上の人へ 介護保険認定に基づく障害者控除対象者認定書を交付します

障害者手帳を持っていない65歳以上の介護保険の要介護認定を受けている人で、身体の障がいや認知症の状態が下表のいずれかに該当すると市が認定した人に、所得税・住民税の申告の際に障害者控除を受けることができる「障害者控除対象者認定書」を交付します。

※平成25年12月31日を基準日として、本市の被保険者が交付対象となります。

※すでに障害者手帳をお持ちの人は、認定書の交付を受ける必要はありません。

	障害区分	判定基準 (介護保険認定調査による)
障害者控除対象者	身体障害者(3～6級)相当	障害高齢者の日常生活自立度B1またはB2
	知的障害者(軽・中度)相当	認知症高齢者の日常生活自立度ⅢaまたはⅢb
特別障害者控除対象者	身体障害者(1・2級)相当	障害高齢者の日常生活自立度C1またはC2
	知的障害者(重度)相当	認知症高齢者の日常生活自立度ⅣまたはM

### ●手続き

- ・高齢者支援課（西合志庁舎）、市民課（合志庁舎）、各支所に備える「障害者控除対象者認定書交付申請書」を各窓口へ提出してください。申請書は市ホームページにも掲載しています。
- ・申請は本人と家族に限ります。本人の介護保険証と認印および申請者の身分証を持参してください。

### ●注意事項

- ・認定書は1月14日（火）から交付します。申請後即時に交付しますが、事情により後日交付する場合があります。
- ・この認定書は平成25年分の申告に限り有効です。
- ・この認定書は障害者としてのサービスが受けられる証明書ではありません。

### ●問い合わせ先

高齢者支援課 高齢者保険班（西合志庁舎）  
☎242-1109